

歴史認識論（IV）

—天皇・皇室論議をふまえて—

豊田憲一郎

I. はじめに

近年、わが国の言論界に天皇・皇室をめぐる議論が高まっている。皇太子による雅子妃に関するいわゆる人格否定発言、女性天皇をめぐる皇室典範改正論議、憲法改正論における象徴天皇制論議等にみられるように、現在、天皇・皇室論議が活発化してきているのが実状であろう。

これは、一見一種の社会現象のように見受けられるが、内実は21世紀における新しい皇室像が問われているわけであり、究極的には天皇制をめぐるわれわれ現代日本人の歴史認識の在り方をめぐる問題であると考えられる。

そこで、本稿では、近年の天皇・皇室論議の背景にある問題点を抽出し、近現代における天皇制の創出を教材とした中学校での歴史教育実践をもとに現代日本における歴史認識育成の在り方を明らかにしていきたいと考えるものである。

II. 問題の所在

まず、皇太子の2004年5月10日の欧州3カ国訪問前の記者会見での「それまでの雅子のキャリアや、そのことに基づいた雅子の人格を否定するような動きがあったことも事実です」¹といいういわゆる人格否定発言をめぐる皇室論議の広がりの背景として浮かび上るのは、天皇制システムにおける天皇・皇族の存在をどう考えるかという点であろう。周知のように、戦後の象徴天皇制においても他と違い選挙権・被選挙権はなく、政治的発言の自由も制限されている天皇・皇族には国民とは違う特殊性が望まれていることがうかがえる。そのような特殊性に裏付けられた皇室モラルが一般に暗黙の了解としてあったればこそ、皇太子の個人的発言が世間に大きな波紋を投げかけることになったと言えよう。²それでは、その天皇・皇族の特殊性の淵源は何かであるが、その主たるものは古代以来続いてきた天皇制の伝統に基づく天皇の神聖性であると考えられる。例えば、その特異な天皇制の伝統について網野善彦は次のように述べる。³

「日本」という国号を持つ国家、それと不可分に結びついた「天皇」をその称号とする王朝は、もとよりさまざまな変遷を経ているとはいえ、ともあれ1300年余の間、間違いなく続いてきたのである。これは人類社会、世界の「諸民族」の歴史の中でも、あまり例のない事例であることは間違いない。

そして、この伝統に基づく天皇の神聖性が明治時代になって「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」という大日本帝国憲法の第1条に掲げられて法制化され、明確化されたのは周知の通りである。

むろん、天皇の存在は江戸期まで一般民衆にとっては縁遠いものであったわけで、明治になって急に法や制度、あるいは人民告諭などで啓蒙しようとしてもなかなか一般民衆にまで浸透していくのは困難であったようである。そこで、神聖な近代天皇像創出のために「御巡幸」や「御真影」の下賜といった諸々の具体策が明治政府によってとられるわけである。

さて、このように神格化された天皇像は第2次世界大戦のわが国の敗戦によって直ちに消えたわけではなかった。確かに、戦後の1946年1月に天皇は人間宣言を行い、翌年には「国民主権のもとでの象徴天皇制」を謳った日本国憲法が施行されたわけであるが、その後も天皇・皇室の神聖性を国民は意識させられることになる。その最たるもののが1989年2月24日に行われた昭和天皇死去に関わる「大喪の礼」、1990年11月12日の平成天皇の「即位の礼」、そして1990年11月22日夜に始まり翌23日未明まで続いた「大嘗祭」であろう。これらの国家的規模と言えるほどの諸儀礼は皇室の伝統、さらには宗教的権威に基づく神聖性を国民一般に否が応でも彷彿とさせたのは疑いのないところである。

例えば、山口昌男は王権とその儀礼について次のように述べる。⁴

王権が持つ非日常的世界への指向性を考察してきたわれわれは、それが常に儀礼的・劇的固定性の上に成立してきたことをいまや確信することができる。このような構造性は、王権の劇的性格の集約的表現である即位式の構造の分析によってさらに明確にできよう。

山口が指摘するように既述した天皇・皇室に関する諸儀礼は王権の本質に関わるものであり、なればこそその劇的表現が神秘的な演出効果をもたらすことになったと言えよう。

その一方、平成天皇は皇太子時代にそれまでの慣例を破り、民間出身の正田美智子（現皇后）と結婚し、さらにテレビ等のマスコミを通して、皇太子夫妻の外遊、子どもの誕生・成長と、次々と国民に話題を提供しつづけ、皇太子一家の新しい家族像を示すことになる。

だが、平成天皇のこのような動向を、山口和孝は次のように分析する。⁵

平成天皇のこうした家庭建設は、ある意味で時代の流れにそった合理的な選択であった。そのほかにも彼は、警備の簡素化、プライベートな生活の確保、沖縄・韓国訪問、積極的な全国行脚など「国民に愛され」「国民に近づく」皇室のイメージ転換に配偶者や子を総動員して臨もうとしている。

しかし、平成天皇がこうしてその人格を表現し、“開かれた皇室”を合理性の上につくろうとすればするほど皇室擁護派の天皇に対する批判のトーンは高まってくる。

皇室が「至高の存在」たる自覚が、皇室自身に希薄なのではないかとする懸念がことあるごとに投げかけられてきた。

つまり、上述のような皇室を一種神聖で公的な存在とみる皇室モラルがいまだに求められているからこそ、皇太子の雅子妃に関する人格否定発言が私的で個人主義的発言として論議をよぶことになったのであろうと推察できよう。

さて、近年皇室に関するもっとも大きな論議をよんでいるのが、女性天皇論をめぐる問題であろう。即ち、皇位継承者を男系男子に限るという現行制度のままでは将来皇位継承者がいなくなるのではないかという危機感から、首相の私的諮問機関「皇室典範に関する有識者会議」が発足し、女性天皇論議が公的に進められているのも周知の通りである。ところで、皇位継承者を男系男子に限定することをはじめて成文法として制度化したのは大日本帝国憲法と旧皇室典範である。しかし、この際は庶子による皇位継承を容認しており、明治天皇も大正天皇も側室の所生であることはよく知られるところである。第2次世界大戦後、旧皇室典範が廃止され、新たに一般的の法律として現行の皇室典範が成立するが、その第1条に「皇位は皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」と規定され、皇位の男系男子継承は維持されることになる。日本国憲法第14条に「法の下の平等」の原則が確立されたのに、戦後憲法の下位法となった皇室典範でなぜ女性天皇が認められなかったかであるが、1946年の第91回帝国議会の論戦で、皇位を男系男子に限るという理由について当時の金森徳次郎国務大臣は次のように答弁している。⁶

われわれ国民が何千年の間にかくありと考えておった、その原理の線を追うてものを考えて行くよりしようがない。〔中略〕その歴史の中に、まず確定不動として安心して行けるものを発見して行くにはどうするか、これは日本においては男系ということは一点の疑いなく確保されております。そういたしますると、男系ということはまず擁護しなければならんのではなかろうか。〔中略〕女帝ということになるとどうかといえば、〔歴代天皇のうち〕百二十何分の十という、約七、八分に近い例外でありまして、よほどよく考えてその利害得失を見て行かなければならぬ。

つまり、金森は古代からの天皇制の歴史的伝統という理由で質問をしりぞけるわけである。だが、この天皇制の歴史的伝統が明治以降いかに改変され、そしてどんな問題をはらませていたかについて、網野善彦は山口昌男との対談で次のように述べる。⁷

天皇は、一面では中国大陸的な硬質の制度の上に立ちながら、神聖王としての柔らかな部分も持っている。日本の王権には、その両面がずっと生き続けていたのでしょうね。古代に現れた女性天皇にそのことを感じます。「女性は摂政や閔白にはなれないが、天皇にはなれる」という長く続いた伝統も、そういうことに由来したのだと思います。

ところが、明治時代になって、この柔らかな部分が切り捨てられ、制度としての非常に堅い部分が「神聖」性まで含めて法制化されてしまいました。それは単に天皇を「男系の男子」に固執して女帝を否定しただけにとどまらず、女性の公的な社会的地位をほとんど無視した民法、家族制度にまで至ってしまうわけです。

ここで、網野が指摘する家族制度とは家父長が家族員を人格的に支配する家父長制家族として1898年施行の旧民法の中で制度化された「家」制度のことであると考えられる。つまり、この法で規定された「家」は家長が戸主権をもって家族を統率し、家督相続によって存続を維持される集団であり、その構成は戸籍によって表示されることになる。そして、「家」の中の婚姻関係、親子関係も「家」的統制を受け、「家」の存続という価値に家族員は従属することになり、男尊女卑、家長中心を原則とした「家」制度が成立をみたわけである。

また、このような「家」制度を明治政府が強調した背景を、鈴木正幸は国体論との関連で次のように指摘する。⁸

皇室と国民の関係を総本家と分家末家の関係としてとらえる、「総合家族制度」国体論（家族秩序的国体論）となってあらわれたのは、当時の日本が家社会であったからであった。家的秩序にあっては、本家は分家より家格が上であり、本家の家長の指揮にしたがうことは自然なことと考えられていたから、国民の総本家の家長である天皇の指揮にしたがうべきとした国体論は説得力をもった。こうして家秩序に擬した天皇統治の正当性論が有力な国体論となつたとき、国体論は、現実の皇室や政府のあり方と矛盾せず、しかも社会秩序に根ざしたものとなる。かくして国体論は完成したのであった。

即ち、家長たる戸主の権威は家父長の権威として家族制国家の頂点に立つ天皇の権威とアナロジーで語られ、「家」制度は祖先崇拜を媒介に天皇制国家の基礎単位とされたと言えよう。

このように戦前の家父長制的な天皇制家族国家は男性原理で貫かれており、そのことはその頂点たる皇室における男系男子を皇位継承者とする女性排除とも言える非人間的側面に象徴的にみてとれるのではなかろうか。

そして、戦後も両性平等の新憲法が制定されたにもかかわらず、男系男子を継承者とする法の下で世継ぎの確保を至上とし、男子を生み皇統を絶やさぬ妃の役割が求められることになり、それが近年の雅子妃の苦悩問題と関連していると推察される。そのことはまさに男性優位の家父長制的な家族道徳原理に通じるものであろう。

一方、タカシ・フジタニは皇位継承に関連して、さらに次のような問題提起を行う。⁹

皇室典範を改正して女性も天皇になれるようにしようとする動きは、男女の平等や女性の権利よりも「日本人」の血の継承に主たる関心があることは明らかであり、皇室は日本人の人種的ナショナリズムを引き続き固定しようとするものであると結論することは的外れではないだろう。帰化や入国に関する法律は、新移住者に対しては厳しい制限を設けながら日系人には特権的な扱いをしており、これらの法律は日本人の人種的・民族的秩序の再統合に拍車をかけるだろう。要するに、皇室の変貌は女性の権利、ジェンダー、人種ないし民族の平等の向上に寄与するだろうと思われるがちだが、じつは、皇室は人種ないし民族の再統合に無くてはならない象徴であり、たとえ植民地時代の被支配者またはその子孫である少数民族を包含するかのように見せかけても、「日本」民族を他のすべての民族の上位に置き続けることになるだろう。

つまり、フジタニは現在の天皇制が内包する人権問題ともいるべきものを国際的な視野から指摘するわけである。

さらに、奥平康弘は制度としての天皇制の差別構造について次のように指摘する。¹⁰

制度としての天皇制は、「象徴」規定と「世襲制」規定の二つの規定をその拠りどころとする。この規定のどちらもが、天皇制が「单一民族」神話に依存しつつ差別的機能を営むように構造化されている。だが、よかれ悪しかれ、いまや日本に住む人々は、「单一民族」神話にしがみつく度合いがますます少なくなっている。「相互尊重性」（reciprocity）を原理と

しながら、多元主義的文化の展開をもとめて、そのなかで自分らしく生きることに、生きることの意味を見いだす傾向にある。他方また、「象徴」概念は、「憧れの中心」という言い換えにおいてのみでなく、象徴の表れとしての国事行為のなかにも、天皇の優越性を内含しており、「区別された存在」すなわち「差別」(discrimination) の契機をはらんでいる。加えて、「世襲制」は、合理的でない理由によって人の選別をおこなう「差別」的な制度であって、そうだから民法の世界からは消え去っている。それは皇位継承の世界にだけ残っている「差別」慣行なのである。天皇制に存続するこれら差別は、憲法規定によってからくも許されているのであるが、時が経つとともに、その奇妙さが浮き彫りにされる運命に置かれている、と思う。

上述の論も現行天皇制に内在する差別構造の本質的な根深さを示唆していると言えよう。

ところで、現在戦後60年を迎え、政界では憲法改正の動きが激しくなっている。それに関するなかで、衆議院参議院の憲法調査会では天皇制をめぐる議論も活発に交わされたのは周知の通りである。日本国憲法と天皇制を考えるとき、当然のことであるがその焦点となるのは現行憲法に定められた象徴天皇制の在り方であろう。周知のように、天皇は日本国憲法の成立により、国家統治者から日本国及び日本国民統合の象徴となり、すべての国事行為は内閣の助言と承認に基づかねばならない存在へと変わった。

それでは、この象徴天皇制をどう考えるかであるが、例えば、大原康男は次のように述べる。¹¹

いうまでもないことだが、国旗や国章や王冠のような物質的象徴と違って、人格的象徴である天皇には言動が伴う。したがって、一部の論者が主張するように、天皇の象徴的機能は不作為をもって本旨とするものではない。憲法第四条の「国政に関する機能を有しない」の規定に抵触しない限り、積極的に国民統合の実をあげねばならない。それを支える憲法解釈・運用上の理論として、天皇には憲法で限定的に定められている「国事行為」と純然たる「私的行為」のほかに、「象徴としての公的行為」という範疇が新たに行政・学説によって認められるようになった。地方ご巡幸、国民体育大会や植樹祭・全国戦没者追悼式・園遊会などへのご出席、国会開会式でのお言葉、外国元首などとのご交際等々、その範囲は広い。

一方、中野正志は象徴天皇制の矛盾について、次のように指摘する。¹²

憲法上は元首ではないのに、海外では元首扱いされ、「皇室外交」の担い手であることを期待され、強いられてきたこと。加えて、政治的な発言は許されてはいないのに、戦争による海外の犠牲者に対して「お言葉」問題を通して、詫びる必要に迫られたことである。憲法上は定義されていない公務もふえる一方である。現天皇夫妻は、この矛盾に自覚的に立ち向かってきたと思われる。

また、後藤致人は¹³戦前行われていた首相・大臣からの国政に関する天皇への内奏と天皇からの御下問が戦後も続いており、戦後の象徴天皇制との矛盾を指摘している。

上述の3氏の言説からうかがえる問題点は、象徴天皇制のもとで国政に関する一切の権能を有しないという非政治的立場であるはずの現在の天皇の公的行為の政治性をどう解釈するかという

ことであろう。この点の曖昧さが憲法調査会での天皇の元首化論議¹⁴として噴出したとも言えよう。

象徴天皇制との関連における矛盾点としては、他にも天皇家の行事として皇居内の宮中三殿で行われる宮中祭祀¹⁵の問題点を挙げることができる。原武史は御厨貴との対談のなかで、この宮中祭祀に関して次のように語る。¹⁶

宮中祭祀はいまでも、1908（明治41）年に公布された皇室祭祀令にのっとって行われています。この法令は、日本国憲法の施行日の前日（1947年5月2日）に廃止されているにもかかわらず、実際にはその後もずっと、ほとんど変わらずに続けられています。しかし、天皇が潔斎を行う様子とか、黄櫨染御袍という装束（平安初期、嵯峨天皇によって定められた祭服）を着用して「御告文」を読み上げる姿は決して見ることができない。想像すらできなくなっています。ところが戦前の新聞には、それなりに詳しく書かれてある。そういう意味では、戦前のほうがまだ皇居の「内」が見えていたといえます。

上述のように、非公開で神事として行われる天皇の私的行為には古来よりの司祭的性格が色濃くとどめられており、象徴天皇制との整合性が問われることになると言えよう。

以上、近年の天皇・皇室論議の背景を考察してきたが、その結果明らかになったのは、いまだに在るべき姿として求められる聖家族としての皇室神話、天皇制に内在する差別構造、民主主義システムと象徴天皇制との論理的矛盾等の問題点であろう。そして、これらは、言うならば現代日本人の歴史認識の在り方と密接に関わってくる問題点であると考えられる。

III. 近現代天皇像創出をテーマとした歴史教育

前節では、近年の天皇・皇室論議の背景とそれらがはらむ問題点について述べてみたが、一方では天皇・皇室論議の盛り上がりとは裏腹に天皇・皇室に対する無関心層が広がっていることも事実である。特にこの傾向は若者層に多いと推察される。

例えば、筆者が現勤務大学で学生に対して行った天皇・皇室に関する意識調査¹⁷の問い合わせの項目と結果は次の通りである。

- (1) あなたは、天皇・皇室に关心がありますか。
 - ①ある 19% (男33%、女14%)
 - ②ない 29% (男56%、女18%)
 - ③どちらともいえない 52% (男11%、女68%)
- (2) あなたは、天皇・皇室に親しみを持っていますか。
 - ①親しみを持っている 13% (男11%、女14%)
 - ②持っていない 61% (男67%、女59%)
 - ③どちらともいえない 26% (男22%、女27%)
- (3) あなたは天皇制についてどう思いますか。あなたの率直な感想をお聞かせください。

まず、この調査結果にみる学生の天皇・皇室への関心度であるが、男子は過半数が「ない」と答えており、有無がはっきりしているが、女子は「どちらともいえない」が7割近くあるのが特徴的である。しかし、全体では「ある」が2割弱で学生の天皇・皇室への関心度の低さがうかがわれる。

次に、天皇・皇室への親近度は男女とも有無がはっきりしており、男女とも「親しみを持っている」は1割強で、6割ほどは双方とも「持っていない」という反応を示した。尚、『朝日新聞』が2001年12月に有権者を対象とした全国世論調査によると、皇室に親しみを持っていると答えた人は男性が54%、女性は73%、全体で64%と出ており¹⁸、今回の学生への調査と比較すると特に若者の皇室離れがうかがえる。

このような、学生の天皇・皇室への関心度・親近度の低さの理由は、(3)の問い合わせの感想欄にみられた「何をしているのかわからない」「自分たちには直接関係がない」「特別な存在にしかみえない」「存在している意味がわからない」という現代学生の天皇・皇室イメージから起因するものと考えられる。そこで、それらの学生の感想の中から代表的と思われる文を次に紹介する。

正直、自分は関心や親しみを持ついぜんに、天皇・皇室への知識があまりなく、もうすこし天皇とはなにか、皇室とはなにかを知ることができるなら、興味がわいたと思います。今知っていることでいうならば、昔の今でいう首相の立場？だということと、国のしょうちゅうだということです。それに宮内庁というところもあることしかわかりません。

自分の意けんとしては、時と場合によって、いた方がいいと思うし、いなくても自分に問題はないと思う。いた方がいいと思うときは地方をほうもんしたりする時です。(例えば、老人ホームなどの施設をほうもんしているときの老人たちは笑顔でうれしそうだから)

それいがいはいなくてもいいです。日本の文化がなくなるとか、外交においてもこまることはあるかもしれないけれど、皇室のけいしょなどは税金のむだだと思う。天皇は国の象徴といわれ、外国のメディアなどにも取り上げられたりして(例でいうとイギリス皇室)、日本国を世界に広める役割があったと思うけど、今は、野球やサッカーなどスポーツ界で日本をアピールできていると思うから、あまり、ひつようないと思う。

第一、毎日なにをして生きているのかが分かりません。

(K・K)

以上のアンケート調査からもうかがえるように、現在の若者の意識からは古代以来の伝統に基づく天皇をナショナルアイデンティティの中核とみなす考え方は消えつつあるように見える。だが、若者のこのような傾向に対して、タカシ・フジタニは次のように警告する。¹⁹

いずれにせよ、私がここで言いたいことは、とくに若い世代の多くはナショナリズムというものを伝統色を求めていないにもかかわらず、宮内庁と政府は「伝統的なもの」として見せたいものを誇示し、再生産する努力をやめようとする気配はまったくない、ということである。19世紀の終わり頃から、ナショナリズムはどんなに些細でも表面的であっても、そして近頃ではすっかり意味の空洞化が起きているように見えたとしても、伝統を共有するという何らかの感覚の上に築かれてきた。そして皇室の儀式の挙行およびネオ・ナショナリズム的な関心から過去を記述するという活動からは、皇室が「日本の伝統」と見なされるものの源泉ではなくなると信じる根拠はほとんど見あたらない。日本を含め世界中で、近現代ナショナリズムは現在

の共同社会の感覚のみならず、過去と未来につながる共有された歴史と伝統への帰属感覚を求める。

言うまでもないことであるが、王権というものは歴史の中で巧みに構築されてきた虚構の上に成り立っているとも考えられる。したがって、その虚構としての王権を維持していくためにはある種の演出が不可欠となろう。わが国の古代以来の伝統に基づく天皇制にしても然りであると言える。そこには、当然皇室内外からの演出が施されたはずである。

そこで、本節では、近現代の天皇制創出やイメージ変容に果たしたメディアの役割という視点から行った授業実践例を報告したい。その理由は、近現代における天皇制にメディアによる演出が予想以上に大きな効果をもたらしたと考えられるからである。

授業は、筆者が熊本大学教育学部附属中学校で中学生を対象として実践したものである。²⁰ 発問形式で授業の流れを示すと、次のとおりである。

(1) 資料の二つの写真（「明治天皇の御真影」²¹ 「昭和天皇の御巡幸」²²）の天皇名をそれぞれ答えてください。

二つの写真を比べてみてどんな違いが読み取れますか。

明治天皇と戦後の昭和天皇は日本国の中で、それぞれどんな立場におかれていましたか。（「大日本帝国憲法」と「日本国憲法」の条文）

(2) 資料の錦絵²³は明治の初めに明治天皇が百名を越す随行者とともに足かけ14年間かけて北海道から九州まで全国訪問された「御巡幸」と呼ばれるものを描いた絵ですが、なぜこのような大規模なセレモニーが当時実施されたと思いますか。

(3) 資料は「御真影」と呼ばれる明治天皇の肖像写真です。当時の政府は、なぜ「御真影」を学校をはじめとして全国に配布し、儀式における礼拝の対象とさせたのですか。

(4) 資料の「御真影」と「明治天皇の写真」（20歳前後の実物写真）²⁴を比べてみて、それぞれの顔の特徴を挙げてみてください。

(5) 明治天皇の実物写真は二つの写真（「明治天皇の御真影」「明治天皇の20歳前後の実物写真」）のうちのどちらだと思いますか。

なぜ、明治政府は実物とは異なる風貌の天皇像をイタリア人画家エドワルド・キヨソーネに描かせ、「御真影」としたのでしょうか。

(6) 資料の写真は第2次世界大戦後の「御巡幸」との時の昭和天皇の様子です。明治天皇の初の全国巡幸のときと比べてどのような違いがうかがえますか。

(7) 第2次世界大戦後は資料の写真²⁵のように天皇ご一家の写真が一般雑誌に掲載されるようになりますが、戦前みられなかつたこのような社会現象が生まれたのはなぜですか。

(8) イギリスの王室と比べてみるとどのような共通点や相違点がみられますか。

(9) 「御巡幸」や「天皇の写真」は明治天皇や昭和天皇の在り方にどのような役割を果たしたと思われますか。

次の文は、この授業を受けた生徒の感想である。

- ・「天皇の写真」や「御巡幸」は、国の政策によるものですが、みごとに国民の考え方を変えることに成功していました。第二次世界大戦のころには天皇のために戦うというぐらいに深く国民の心を支配していました。つまり政策によって洗脳のように考えを変えさせて、結果的

に命を落とさせるような事が国家にはできるということです。これはとてもおそろしい事で、またあってはならない事だと思います。本当の民主主義は一人一人の意見・考え方が強要されず、自由を持つことができるものだと思います。 (K・K)

- ・天皇の立場のために、様々なものがこうみょうに計算されているようで、少し怖かった。一つの資料から、たくさんの考えが出てきてよかったです。

きっと、天皇について何も知らない民衆はマインドコントロールされたろうと思う。

象徴としての天皇についてもっと知りたい。 (Y・F)

- ・戦前は、神様のようなイメージだった天皇が、「人間宣言」をして、御巡幸をした時は、どんな風に思っていたかな？と思うととてもおもしろいです。きっと、大変おどろいただらうなと思います。 (T・A)

- ・これまであまり皇室について考えたことはなかったんですけど、今日の先生のお話を聞きし、ただ「天皇がいる」だけではダメなんだということを知りました。昔のことを知り、これから天皇や人権問題について僕たち一人一人がしっかり考え、行動を改めていかなければいけないと思いました。

それと僕は天皇について「愛子さま」だとかうるさくテレビで言わなくともいいと思います。天皇はあくまで「象徴」であり、そんなにちやほやする必要がないと思います。それと「象徴」ですらなくてもいいと思います。日本国民にとって天皇が必要なのではなく、天皇にとって国民が必要なんだと思います。

だからこそ、民主主義という考え方が必要なんだと思います。 (K・M)

- ・戦前までは、神様のような存在の天皇が、戦後の御巡幸で国民の中までに入ってきているということに驚いた。その時の国民はどのような気持ちだったのだろうと思うとおもしろい。普段から天皇について考えることはあまりないが、戦前と戦後のどちらとも天皇をしていた昭和天皇はどのような気持ちだったのかなと思う。 (Y・M)

- ・当時の人々が天皇に対してたいへんな敬意をはらっていたことは知っていましたが、その天皇のイメージを創出するために政策がおこなわれていたことは初めて知りました。それらは国家統一のために大切だったと思うし、すごいアイデアだと思います。しかし、当時の民衆が民主主義を望んでいなかったのか、心の底から天皇を尊敬していたのか、とても気になります。 (S・S)

- ・明治天皇の一般公開された写真は、実は複製だったという話を聞いて、その頃の時代の雰囲気がわかりました。今では天皇の顔を知らない人はいないけれど、昔は未知の人物だったそうで、天皇に対してのイメージが少し変わりました。

「御巡幸」はよく考えてみれば今も似たようなことをしているなと思いました。国民にアピールするためには、確かにこのようなことは必要だったと思います。 (K・O)

1時間だけの、しかも飛び入り授業であったにもかかわらず、生徒たちの感想文からは天皇像の演出について自分なりに考え、そして想像力をまじえて自分の言葉で語っていることがうかがえた。

また、授業前は中学生の発達段階ではやや高度の内容ではないかと懸念していたが、具体的な写真資料や絵画資料の活用は中学生段階でも歴史的な見方・考え方を養い、歴史認識の育成に効果的であると確信したわけである。

IV. 終わりに

本稿では、近年の天皇・皇室論議の背景にある問題点を抽出し、さらに天皇・皇室離れが広がる若者の実態を踏まえて、近現代における天皇制創出を教材とした歴史教育の実践を中学校で行うことにより、現代日本人の歴史認識育成の在り方を考察してみた。

天皇制は、法制度としての側面だけではなく、政治、イデオロギー、文化、宗教、歴史的側面等多種多様な要素をはらんでいるが、本稿ではメディア的視点から歴史認識育成の方策を探ってみたわけである。

今後、さらに実験・実証的研究を深めていきたい。

注

1. 2004年5月11日付の『朝日新聞』(東京本社発行) 参照
2. 皇太子は雅子妃に関するいわゆる人格否定発言から約1ヵ月後の2004年6月8日に波紋を広げた自らの発言について改めて文書で説明した。2004年6月9日付の『朝日新聞』(東京本社発行) 参照
3. 綱野善彦『日本の歴史00 「日本」とはなにか』講談社、2000年、p.353
4. 山口昌男『天皇制の文化人類学』岩波書店、2000年、p.46
5. 山口和孝「混迷する皇室戦略」『歴史地理教育』No.514、歴史教育者協議会、1994年、p.11
6. 鈴木正幸『皇室制度』岩波書店、1993年、p.219
7. 綱野善彦・山口昌男「女性天皇論議が問いかける日本、王権、そして女性」『論座』1998年12月号、朝日新聞社、pp.17-18
8. 鈴木正幸、前掲書、pp.99-100
9. タカシ・フジタニ著、沢田博訳「象徴天皇制の未来について」『日本の歴史25 日本はどこへ行くのか』講談社、2003年、pp.269-270
10. 奥平康弘「『萬世一系』のイデオロギーを離れて天皇制の存続は可能か」『論座』2004年10月号、朝日新聞社、p.205
11. 大原康男「憲法に従えば皇室は開かれてはならない」『論座』2004年9月号、朝日新聞社、p.58
12. 中野正志「雅子妃の『お疲れ』はどこからきたのか」『論座』2004年9月号、朝日新聞社、p.38
13. 後藤致人「解決にならぬ女帝論 人間性尊重した改革を」『論座』2004年9月号、朝日新聞社、pp.46-48
14. 2005年5月1日付の『朝日新聞』(西部本社発行) 参照
15. 宮中祭祀に関しては、高橋紘の次の書が詳しい。高橋紘『象徴天皇』岩波書店、2005年、pp.161-200
16. 原武史・御厨貴「語られていない『宮中祭祀』という鍵」『中央公論』2005年4月号、中央公論新社、p.106
17. この調査は、2005年5月13日と23日に筆者が勤務している九州ルーテル学院大学の「歴史認識論」と「フレッシュマンゼミI」の講義の時間に、計31名の受講生を対象として行った。
18. 2001年12月27日付の『朝日新聞』(東京本社発行) 参照
19. タカシ・フジタニ著、沢田博訳、前掲書、p.274
20. この授業は、筆者が2005年5月11日に熊本大学教育学部附属中学校の「総合的な学習の時間」に2・3年生60名を対象として行った。
21. 『週刊朝日百科 日本の歴史109』朝日新聞社、1988年、p.10-315
22. 蠹山政道『日本の歴史 26』中央公論社、1968年、p.56
23. 『週刊朝日百科 日本の歴史109』朝日新聞社、1988年、pp.10-316-10-317
24. 『週刊朝日百科 日本の歴史109』朝日新聞社、1988年、p.10-314

25. 『週刊朝日百科 日本の歴史124』朝日新聞社、1988年、p.12-71